

一般社団法人滋賀県造林公社の財務状況について

一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）においては、第2期の中期経営改善計画（以下「中期計画」という。）が今年度末に終期を迎えることから、年度末を目途に次期中期計画を策定する必要がある。このため、本県は、公社の財務状況および昨年度に取りまとめた「公社造林のあり方」を踏まえて、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（平成21年滋賀県条例第29号）に基づき、公社に指導・助言を行う考えである。

1 公社の財務状況

(1) 正味財産の減少および債務超過の予測

昭和40年度から平成元年度までの間に造成された公社林は、植栽から50年が経過して、順次、伐期を迎えている。公社は、平成27年度より本格的な伐採事業を開始しており、本県や旧農林漁業金融公庫（現在の株式会社日本政策金融公庫。）などからの借入金を元に形成された森林資産は、伐採によって取り崩されている。

この森林資産の取崩から得られた伐採収益は、分収造林契約に基づき土地所有者と公社で分収され、公社が得た伐採収益については、特定調停の調停条項に基づき、兵庫県および本県に対する債務の弁済に充てられている。

伐採開始以降、中期計画に基づく伐採収益は得られているが、伐採および木材販売の進捗に伴い、正味財産が減少するという状況が続いている。正味財産の減少がこのままの傾向で推移すると、数年後には正味財産期末残高が赤字化することが予測される（表1）。

正味財産とは、貸借対照表における資産から負債を差し引いた額であり、いわゆる純資産*である。正味財産が赤字になるということは、負債が資産を上回っている状態であり、債務超過を意味する。

*純資産：返済義務のない純然たる資産

表1 正味財産残高等の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2*
期末残高 (千円)	203,944	168,551	159,781	152,900	140,042	86,055	48,760
前年度比増減 (千円)	18,914	△35,393	△8,770	△6,881	△12,858	△53,987	△37,295
伐採面積 (ha)	0	5	27	29	46	47	54
木材生産量 (m ³)	0	1,100	5,200	6,800	8,200	10,000	9,600
伐採収益 (百万円)	0	2	27	34	46	44	35

※令和2年度は、予算および事業計画の値

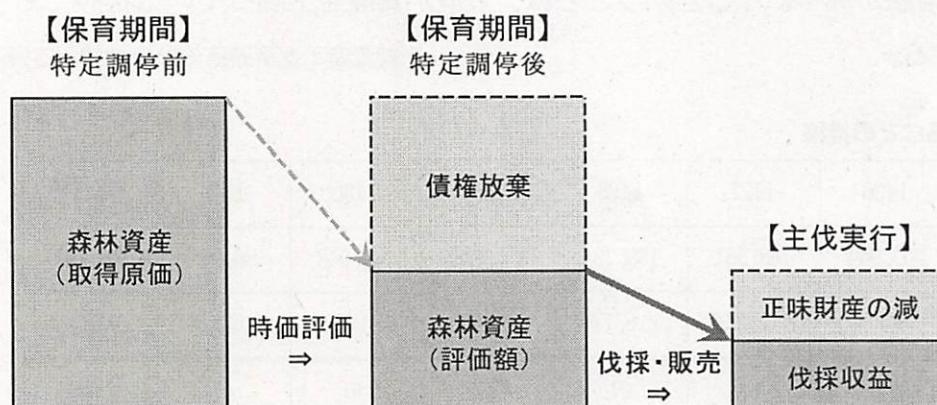
(2) 正味財産減少の要因

平成23年3月の特定調停成立以降の平均木材単価の低下、労務費の上昇、造林木の成長が想定を下回ったこと、獣害等による材質の低下によって、収益性が低下しており、現在のところ当初の計画で予定した弁済にはつながっていない。結果的には、取り崩した森林資産に見合う収益がないことになるため、財務諸表では、その差分の正味財産の減少が続いている(表2)(図1)。このため、数年後の債務超過が予測されるが、調停条項に基づく公益的機能を発揮するための本県からの支援を受けながら、間伐等にかかる国等の補助金を活用し、採算の合う事業地での伐採を続けられることから、今後も事業継続性は失われない。

表2 収益低下の要因

項目	変化 (H23 ⇒ R1)	備考
平均木材単価 (円/m ³)	15,800 ⇒ 9,600	A材 ⇒ B材、C材の増加
労務費単価 (円/人・日)	13,400 ⇒ 19,000	公共工事設計労務単価(一社全国建設業協会)より
生産材積 (m ³ /本)	0.637 ⇒ 0.149	成長量が立木1本から採れる材に及ぼす影響 (A材の例) 樹高25m 胸高直径30cm 3m 4m 6m
販売額 (円/本)	9,710 ⇒ 1,430	4m 4m 樹高21m 胸高直径26cm

図1 林業公社会計基準による会計処理



※森林資産が伐採・販売によって取り崩され、評価額と伐採収益の差額分の正味財産が減少。
伐採収益は、借入金の返済に充てられる。

2 公社林および公社の役割

25年間にわたる植林により造成された公社林は、本県の森林面積の約1割を占め、人工林面積の約1/4にも上っており、奥地に存する琵琶湖の水源林として重要な役割を果たしている。現在、森林組合等に外注して生産および販売を行う事業地は、年20箇所以上を数え、木材生産量は年間1万立方メートルを超えており、本県の1割以上を占めている。公社の事業は、林業従事者の雇用の安定や県外の合板工場等への共同出荷などを下支えしており、森林の持続可能な経営を目指すうえで、欠くことのできない存在となりつつある。

県では、平成30年度から令和元年度にかけて外部有識者の意見を参考に、公社林の保全活用方法を検討し、本県の考え方として、令和元年10月に「公社造林のあり方」に関する取りまとめを作成した。

この取りまとめでは、分収造林契約および調停条項や財務上の課題などを踏まえ、現在の社会経済情勢において公益的機能の発揮と収益確保の両立を目指すためには、県営林化よりも公社林としての存続が妥当であると整理した。加えて、公社林の経営管理において基本となる事項を整理した（図2）。

図2 公社林の経営管理で基本となる事項



3 次期中期計画に向けた県の指導・助言の方針

公社の財務状況は、収益性の低下によって厳しいものとなっているが、公社の経営が県財政に多大な影響を与えることから、本県としては、公社が収益確保に向けた更なる努力や創意工夫を今後も継続し、経営改善につなげよう強く求める。

また、近年においては、SDGsの特徴を活かした取組やCO₂ネットゼロに向けた取組が全国的に推進されるなど、持続可能な社会を目指した施策や環境に配慮した施策への関心が高まっている。公社林は、公益性を有するとともに本県の森林面積の多くを占めていることから、こういった時代の要請にも寄与することが期待される。

このため、目前の経済性のみにとらわれず、持続可能な社会を希求する長期的な視点に立ち、公益的機能の持続的な発揮に向けた取組および地域に根差した公益的・公共的な取組についても、より一層の推進を図るよう指導・助言する。

次期中期計画において求める主な取組

【森林整備に関する事項】

- 長伐期を見据えた保育施業の推進
- 災害に強い森林整備の推進

【木材の生産および販売に関する事項】

- 林業事業体との連携強化による効率的な施業促進
- 林地残材等の有効活用（木質バイオマスエネルギー利用）
- 事業地の条件に応じた伐採・搬出方法等の検討

【財務状況の改善に関する事項】

- 契約者の意向や契約期限等を踏まえた効果的な契約更改交渉

以上